

第5次東海市ごみ処理基本計画について

1 第5次ごみ処理基本計画の概要

(1) 第5次ごみ処理基本計画策定の趣旨

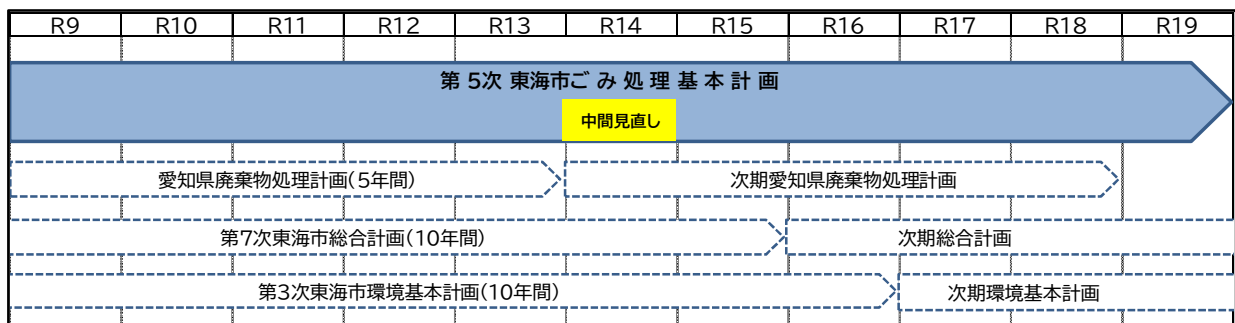
現行の第4次東海市ごみ処理基本計画が、令和8年度をもって、計画期間（平成29年度から令和8年度まで（10年間））が満了となることから、本市を取り巻く状況や課題、社会情勢の変化を踏まえて、新たな方向性と取組を示すため策定する。

(2) 第5次ごみ処理基本計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、市町村が策定する「一般廃棄物処理計画」として位置付ける。

(3) 第5次ごみ処理基本計画の計画期間

6年後に、「次期愛知県一般廃棄物処理計画」を参照の上、必要に応じ、中間見直しを行う。



(4) 第5次ごみ処理基本計画の策定スケジュール

別紙1のとおり

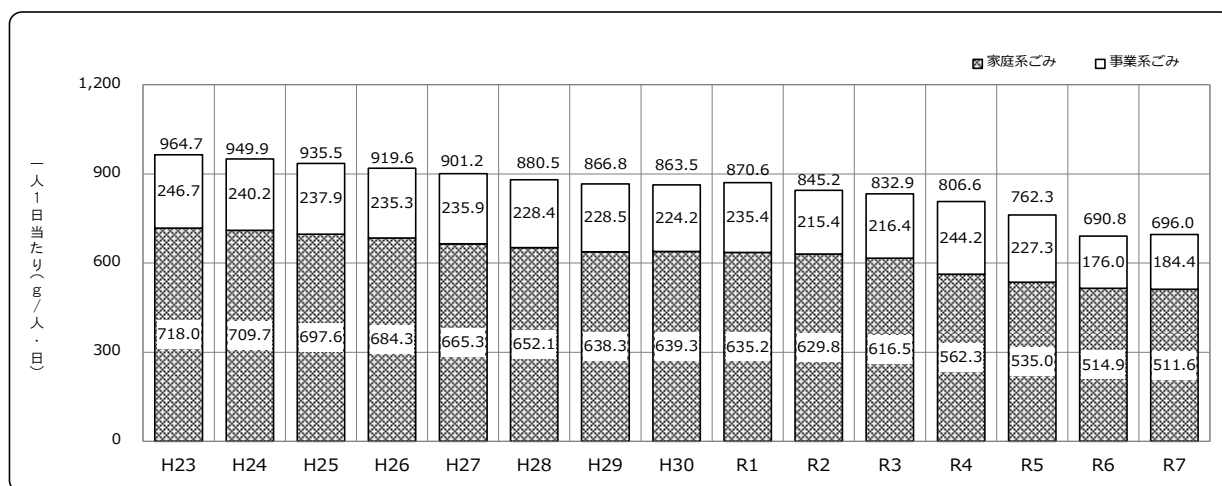
2 第4次ごみ処理基本計画（平成29年度～令和8年度）の現状と課題

(1) ごみ処理の現状

ア 1人1日当たりのごみ総排出量

第4次ごみ処理基本計画目標値

- ・令和6年度までに「850g以下」 → 令和2年度から継続して達成
- ・令和8年度推計値「842g」 → 令和3年度から継続して達成

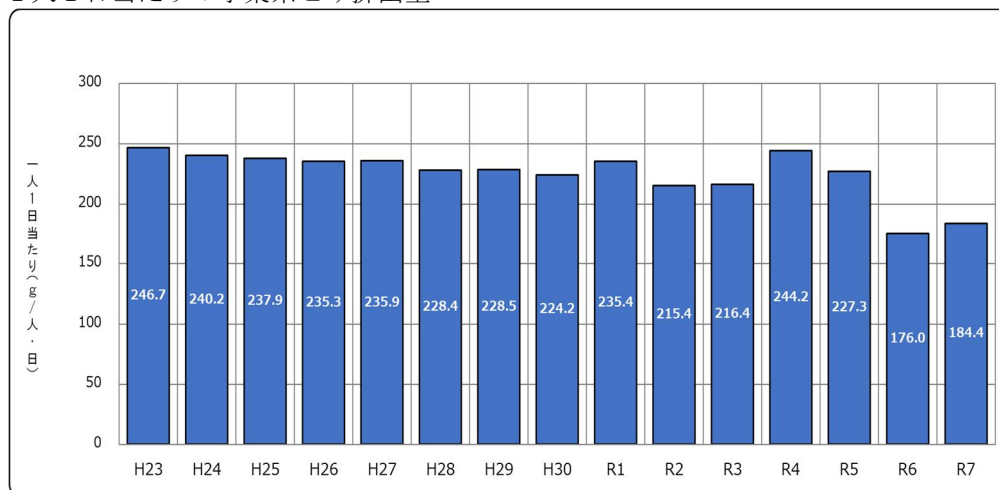


※ 1人1日当たりのごみ総排出量

= (家庭系ごみ(資源物を含む。) + 事業系一般廃棄物) ÷ 年度末人口 ÷ 年度内日数

【参考】

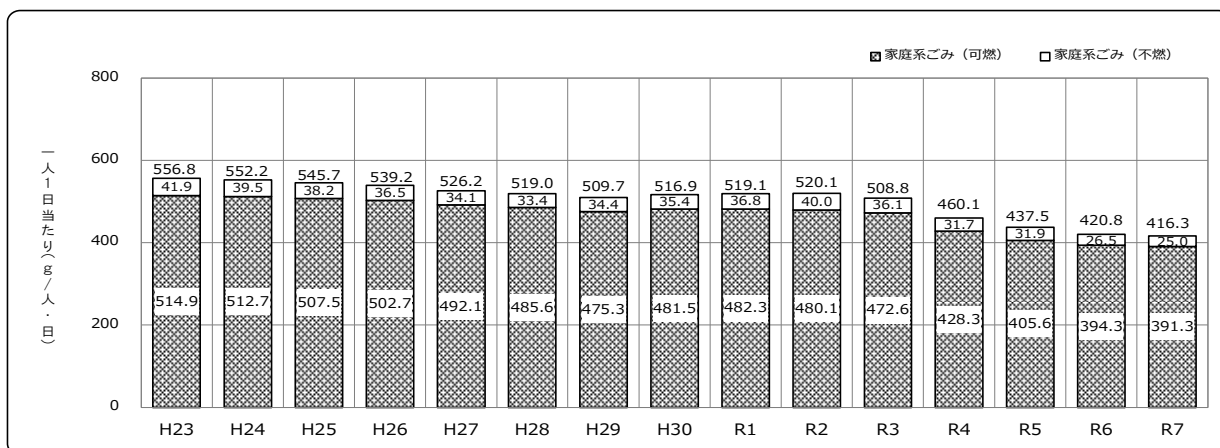
1人1日当たりの事業系ごみ排出量



イ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

第4次ごみ処理基本計画目標値

- ・令和2年度までに「500g以下」 → 令和4年度から継続して達成
- ・令和8年度推計値「487g」 → 令和4年度から継続して達成



※ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

＝（家庭系ごみ（資源物を除く。）÷年度末人口÷年度内日数

- ※ 令和4年度：公共施設からのごみの単独回収を開始
- ※ 令和5年度：プラスチックの一括回収による資源化を開始
- ※ 令和6年度：清掃工場閉鎖及び西知多クリーンセンター稼働（一般廃棄物処理手数料改定）
 - ・家庭系ごみ 100円/10kg → 85円/10kg
 - ・事業系ごみ 150円/10kg → 200円/10kg（木材：民間のリサイクル業者搬入へ転換）

(2) 第4次東海市ごみ処理基本計画後期計画の取組状況、課題等

資料2のとおり

3 第5次ごみ処理基本計画骨子案

別紙3のとおり

(1) 第5次ごみ処理基本計画の基本理念

第7次総合計画
将来都市像

ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい

第3次環境基本計画
環境ビジョン

人と自然が未来をつくる
持続可能な環境都市 とうかい

第5次東海市ごみ処理基本計画の基本理念

みんなでつなぐ、資源がめぐるまち とうかい
～循環型社会づくりを通じて『持続可能な環境都市 とうかい』を創る～

【趣旨】

「市民一人ひとりの日常生活における行動や地域・団体による自主的な活動、事業者による環境に配慮した事業活動、市による制度や仕組みづくりが相互につながり、各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、資源が循環する持続可能な社会の実現を図りたい」との思いの下設定したもの。

【総合計画及び環境基本計画の指標】

- ・ごみ減量、リサイクルに取り組んでいる人の割合（基準値 83.8%から向上させる → 令和7年度 83.3%）
- ・市民一人1日当たりのごみの排出量（令和15年度 730g/人・日 → 令和6年度に達成）

(2) 第5次ごみ処理基本計画の体系（目次）

第1章:基本的事項

第2章:東海市の概況

第3章:ごみ処理の現状と課題

第4章:ごみ処理基本計画

第5章:食品ロス削減推進計画

第6章:計画の推進

(3) ごみ排出量の見込み及び数値目標

今後作成予定

(4) 第5次ごみ処理基本計画の基本方針と施策の体系

基本方針1

市民、地域・団体、事業者、市が協働して、ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rを推進します。

基本施策1：普及啓発、情報提供、環境教育・環境学習の推進

【個別施策】

- (1) 市が有する多様な情報発信メディアの特性に応じた普及啓発
- (2) 市民、地域・団体、事業者の需要に即した情報提供
- (3) 3R活動講座等の実施による環境教育・環境学習の推進

基本施策2：ごみの発生抑制の推進

【個別施策】

- (1) 生ごみの減量に向けた取組の推進
- (2) 食品ロスの削減の推進
- (3) ローリングストックの実施の促進

基本施策3：再使用、再生利用の推進

【個別施策】

- (1) 資源として出せる機会の拡充
- (2) 資源集団回収の実施体制の検討
- (3) 事業系ごみの資源化の促進

基本施策4：市の事業者としての率先的な3R活動の推進

【個別施策】

- (1) 事業系ごみの資源化の推進
- (2) 季節ごとの消費の機会を捉えた取組の実施

基本方針2

安全で、安定的かつ効率的なごみの適正処理を推進します。

基本施策5：家庭系ごみの適正排出の推進

【個別施策】

- (1) ごみ指定袋制度の見直しの検討
- (2) 取扱いに注意を要するごみの適正排出の普及啓発

基本施策6：事業系ごみの適正排出の推進

【個別施策】

- (1) 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別の周知徹底
- (2) 不適正排出事業者への指導の徹底

基本施策7：安全で、安定的かつ効率的な収集・運搬の推進

【個別施策】

- (1) 持続可能な収集・運搬体制の確保
- (2) 移動困難者を対象とした収集・運搬体制の構築の検討

基本施策8：災害発生時における処理体制の充実

【個別施策】

- (1) 災害廃棄物処理体制の強化
- (2) 災害時対応と知識に関する市民への普及啓発

(5) 目標達成に向けた施策展開

網掛け…重点施策

基本施策	個別施策	具体的な取組内容
1 普及啓発、情報提供、環境教育・環境学習の推進 【環境基本計画の推進項目（取組内容）】 3 R の推進（3 R 活動の理解促進） 【課題】 課題 1 の 1 今まで以上に市民、地域・団体、事業者、市が協働して3Rを推進していくために、次に掲げる事項が必要 ・あらゆる方に対するごみの排出方法・マナー等に関する分かりやすく、効果的な普及啓発に尽力 ・環境イベント等の実施により日常生活において気軽に取り組みやすく、継続しやすい内容の取組への理解促進に尽力	市が有する多様な情報発信メディアの特性に応じた普及啓発	ごみの分別方法、ごみの排出方法・マナー、ごみ減量の取組事例、食品ロスの削減等に関する情報についての普及啓発
	市民、地域・団体、事業者の需要に即した情報提供	ごみの分別方法、資源回収制度、補助制度、先進的な取組事例等に関する情報提供
	3 R 活動講座等の実施による環境教育・環境学習の推進	・東海市エコスクールの関連講座である3R活動講座の実施 ・リサイクルセンター及び西知多クリーンセンターにおける社会科見学の実施 ・市と民間事業者の協働による環境教育等の実施
2 ごみの発生抑制の推進 【環境基本計画の推進項目（取組内容）】 3 R の推進（ごみ減量の推進） 【課題】 課題 2 ごみの減量において生ごみ処理機等の活用が効果的であることから、生ごみ処理機等購入費補助金の交付やキエーコの頒布など本市の生ごみの減量に向けた取組について、情報発信の強化に努めることが必要 課題 3 市民のフードドライブへの参加やローリングストックの実施に対する関心が	生ごみの減量に向けた取組の推進	・生ごみ処理機等補助金の交付 ・キエーコの頒布 ・EM処理剤の配布 ・生ごみの水切り等の取組の促進
	食品ロスの削減の推進	・食材の食べ切り・使い切り、適量購入の促進 ・小学校等における食品ロスの削減に関する講座や環境学習の実施 ・市民のフードドライブへの参加の促進 ・フードドライブ・フードバンク活動の充実・拡大

高まっていることから、幅広い世代の方がフードドライブに参加し、ローリングストックを正しく実施できるよう情報発信の強化に努めることが必要	ローリングストックの実施の促進	・「ローリングストック」の考え方の普及 ・市の備蓄非常食の更新時におけるフードバンクへの提供の徹底
3 再使用、再生利用の推進 【環境基本計画の推進項目（取組内容）】 3 R の推進（資源化の取組の推進・サーキュラーエコノミーに繋がる取組の推進） 【課題】 課題4 今まで以上にごみの資源化を推進していくために、次に掲げる事項が必要 ・家庭系ごみ…市民の需要に即した資源回収品目の見直しを行うことによる家庭系ごみの資源化の促進 ・事業系ごみ…事業者向けの事業系ごみガイドブックの普及に努め、資源物を扱う資源回収業者等の紹介を徹底することによる事業系ごみの資源化の促進 課題5 地域における安定的な資源分別収集を推進するために、現行の資源集団回収の実施体制を検討する。	資源として出せる機会の拡充	・今まで以上の廃食用油・木材の資源化についての普及啓発 ・市主体によるびん類の店頭回収や紙類の資源回収の拡充の検討 ・公共施設における資源回収の拡充の検討 ・リユースショップの活用による不要品の再使用の促進 ・民間事業者による資源回収ボックスの設置場所を分かりやすく周知するためのマップの作成
	資源集団回収の実施体制の検討	・資源集団回収の継続・充実に向けた実施体制の検討
	事業系ごみの資源化の促進	・事業系ごみガイドブックの普及 ・資源物を取り扱う資源回収事業者等の紹介や資源化に関する情報提供 ・資源回収ルートの活用や優良事例の共有の促進
4 市の事業者としての率優先的な3R活動の推進 【環境基本計画の推進項目（取組内容）】 3 R の推進（取組内容全項目） 【課題】 課題1の3 今まで以上に市民、地域・団	事業系ごみの資源化の推進	・市役所をはじめ公共施設等から排出されるごみの資源化を推進 ・使い捨て製品の使用抑制や製品の長期利用、グリーン購入の推進
	季節ごとの消費の機会を捉えた	・年末年始、歓送迎会シーズン等の季節ごとの消費機会を捉えた食べ

体、事業者、市が協働して3Rを推進していくために、本市が一事業者として自らごみの発生抑制や資源化に取り組むことにより、率先的な3R活動の推進を図ることが必要	取組の実施	切り運動や食品ロスの削減に向けた取組の実施 ・各事業の実施における適量購入や食品の有効活用の実践
5 家庭系ごみの適正排出の推進 【環境基本計画の推進項目（取組内容）】 ごみの適正処理の推進（ごみの排出ルールの理解促進） 【課題】 課題6 今まで以上にごみの適正処理を推進していくために、取扱いに注意を要するごみの適正排出を普及啓発することにより家庭系ごみの適正排出を促進することが必要	ごみ指定袋制度の見直しの検討 取扱いに注意を要するごみの適正排出の普及啓発	・ごみ指定袋の仕様や配布枚数の在り方についての見直しの検討 ・ごみ収集車やごみ処理施設における火災事故等を防止するための適正な排出方法についての普及啓発 ・環境への影響や安全性に配慮した適正な排出方法についての普及啓発
6 事業系ごみの適正排出の推進 【環境基本計画の推進項目（取組内容）】 ごみの適正処理の推進（ごみの排出ルールの理解促進・不適正なごみの処分の監視、指導など） 課題6 今まで以上にごみの適正処理を推進していくために、事業者向けの事業系ごみガイドブックの普及に努め、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別区分や排出方法・ルールについて周知徹底することにより事業系ごみの適正排出を促進することが必要	事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別の周知徹底 不適正排出事業者への指導の徹底	・事業系ごみガイドブックの普及 ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別区分や排出方法・ルールについての周知徹底 ・西知多クリーンセンターにおける塵芥車の展開検査の実施 ・排出事業者責任についての周知徹底 ・排出事業者への適切な指導の徹底
7 安全で、安定的かつ効率的な収集・運搬の推進	持続可能な収集・運搬体制の	・安全かつ効率的なごみ集積場所回収・有料粗大ごみ収集の実施

【環境基本計画の推進項目（取組内容）】 ごみの適正処理の推進（不適正なごみの処分の監視、指導など・ごみ処理方法の適正化） 課題7 高齢化社会の進展に伴う家庭からの日々のごみ出し問題に対応できるよう、将来に渡り誰もが安心して生活できる収集・運搬体制を構築することが必要	確保 移動困難者を対象とした収集・運搬体制の構築の検討	・市民の違法な廃棄物回収業者等 の利用の防止 ・今まで以上のパトロールの強化 ・ごみ集積場所までごみを運ぶことが困難な高齢者や障がい者など 移動困難者を対象とした公共による個別回収や福祉的な支援などごみ出し支援の在り方についての検討
8 災害発生時における処理体制の充実 【環境基本計画の推進項目（取組内容）】 ごみの適正処理の推進（ごみ処理方法の適正化） 課題8 万が一の災害に備え、災害廃棄物の処理が滞りなく進めるためには、実効性のある職員行動マニュアルの策定により職員一人一人のキャリアアップを図ることが必要	災害廃棄物処理体制の強化 災害時対応と知識に関する市民への普及啓発	・災害発生時に担当職員が実施すべき行動を示した行動マニュアルや一次仮置場の設置・運用方法を示した運用マニュアルの策定 ・公費解体に関する指針の整備 ・災害発生時におけるごみの分別方法、排出方法、仮置場の利用方法等について市民への周知・啓発 ・簡易トイレや携帯トイレの使用方法、備蓄の重要性など災害時の生活環境の維持に必要な知識の普及

(6) 食品ロス削減推進計画

ア 食品ロス削減推進計画策定の趣旨

本市における食品ロスの削減に向け、市民、地域・団体、事業者、市が連携して取り組むため策定する。

※ 令和元年度：食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）公布・施行
※ 令和2年度：食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針閣議決定
食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針…都道府県又は市町村が食品ロスの削減の推進に関する当該都道府県又は市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を策定するに当たって基準とするもの
※ 令和6年度：第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針閣議決定

イ 食品ロス削減推進計画の位置付け

食品ロスの削減の推進に関する法律第13条第1項の規定（＝努力義務規定）に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」及び「愛知県食品ロス削減推進計画」を踏まえて策定する「食品ロス削減推進計画」として位置付ける。

ウ 食品ロス削減推進計画の計画期間

第5次ごみ処理基本計画の計画期間（令和9年度から令和19年度まで（11年間））と同期間し、6年後に、「次期愛知県食品ロス削減推進計画」を参照の上、必要に応じて中間見直しを行う。

エ 本市の食品ロスの課題

課題1	愛知県における食品ロスの現況推計の方法を踏まえ、本市における家庭系ごみのごみ袋開袋調査の実施を検討することが必要
課題2	環境イベント等の実施により今まで以上に食品ロスの削減に対する市民の意識の醸成を図ることが必要

オ 食品ロスの削減に向けた施策

施策	主な取組内容
1 教育及び学習の振興、普及啓発等	・3R活動講座等による食品ロスの削減に関する知識の普及啓発、フードドライブへの参加及びローリングストックの実施の促進等 ・食べ切り・使い切りの啓発 ・キエーロ・EM処理剤の使用法の普及 ・市と民間事業者の協働による食品ロスの削減に関する教育等の実施の検討

	・季節ごとの消費の機会を捉えた情報発信
2 食品関連事業者等の取組に対する支援	・事業系食品廃棄物の資源化の促進 ・市と民間事業者の協働による食品ロスの削減に関する教育等の実施の検討 ・フードシェアリングサービスの活用の検討
3 実態調査等	・本計画の中間見直しにおける食品ロスの削減に対する市民の意識調査の実施 ・家庭系ごみのごみ袋開袋調査の実施の検討
4 情報の収集及び提供	・市が有する多様な情報発信メディアを通じた先進的な取組や優良事例に関する情報の幅広い提供
5 未利用食品等を提供するための活動の支援等	・市民のフードドライブへの参加を促す情報発信 ・市民がアクセスしやすいフードドライブの回収拠点の整備 ・市の備蓄非常食の更新時におけるフードバンクへの提供の徹底

(7) 第5次ごみ処理基本計画の推進体制

「東海市ごみ対策本部」において基本的施策の実施について協議し、「東海市3R推進協議会」において進行管理を行い、国・県・近隣市との連携を図りながら推進する。